

「北海道環境影響評価条例」と「環境影響評価法」の規模要件

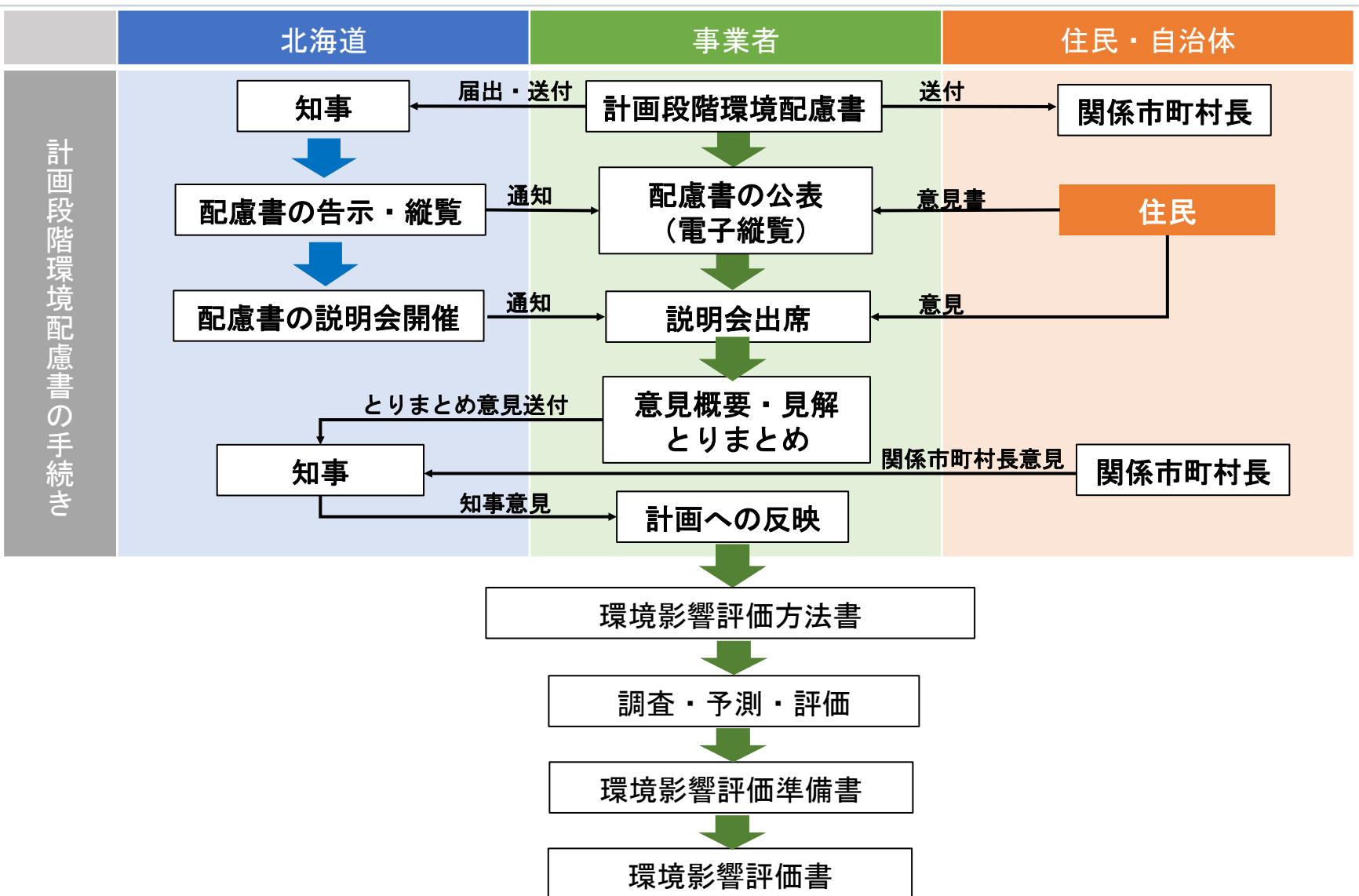
【事業の種類：風力発電所】



※ 事業が環境影響評価法の第2種事業又は対象事業であるときは、条例は適用されない

本事業は、総発電出力28,000 kW

⇒ 北海道環境影響評価条例の第1種事業に該当



縦覧場所・意見書の提出について

縦覧場所	縦覧時間	縦覧期間
石狩市役所	8：45～17：15 (土・日・祝日を除く)	2023年 11月28日(火) ～ 12月27日(水)
石狩市厚田支所		
石狩市浜益支所		
石狩市民図書館	10：00～20：00 (開館日のみ)	
増毛町役場	8：45～17：15 (土・日・祝日を除く)	
増毛町文化センター	9：00～22：00	
北海道本庁	8：45～17：30 (土・日・祝日を除く)	
石狩振興局		
留萌振興局		
その他振興局*		

*：その他振興局は、空知総合、後志総合、胆振総合、日高、渡島総合、檜山、上川総合、宗谷総合、オホーツク総合、十勝総合、釧路総合、根室の12カ所です。

縦覧場所・意見書の提出について

配慮書は、当社ホームページでもご覧いただけます。

https://www.jera.co.jp/ir/denshi_koukoku/assessment_ishikari_hamamasu

当社ホームページ公開期間

2023年11月28日(火)～12月27日(水)



環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所で備え付けの意見書箱にご投函くださるか、意見書を下記宛先までご郵送ください。

提出期限：2024年1月11日(木) [当日消印有効]

【郵送先】

株式会社 J E R A

総務・地域統括部 電源立地部 環境調査第二ユニット

〒450-6318

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

JPタワー名古屋 18階